

第2章 選挙

○福井県後期高齢者医療広域連合長の選挙に関する規則

〔平成19年2月1日〕
〔規則第1号〕

（趣旨）

第1条 福井県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の広域連合長の選挙については、福井県後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）第12条第1項及び第2項に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（選挙長）

第2条 広域連合長の選挙を行うときは、選挙長を置く。

2 選挙長は、広域連合の事務局長の職にある者をもって、これに充てる。

3 選挙長は、この規則に定める広域連合長の選挙に関する事務を担当する。

（選挙立会人）

第3条 選挙長は、広域連合の職員又は構成市町の職員の中から、本人の承諾を得て、2人以上の選挙立会人を選任し、第4条の規定により告示された期日前3日までに、本人に通知しなければならない。

2 選挙立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

（選挙期日等の告示）

第4条 広域連合長の選挙を行うときは、選挙長は、選挙の期日を、少なくとも選挙の期日の14日前に告示しなければならない。

（投票を行う場所）

第5条 前条の選挙は、福井県自治会館内において行うものとする。

（投票）

第6条 投票は1人1票に限る。

2 構成市町村の長は、投票用紙（別記様式）に広域連合長の当選人とすべき者1人の氏名を自書して、投票しなければならない。

（福井県自治会館内における投票）

第7条 選挙長は、第5条による選挙の投票に2人以上の選挙立会人を立ち合わせなければならない。

2 前項の投票は、選挙の当日の午前10時から午後2時までに行わなければならない。

（郵送による投票）

第8条 構成市町村の長で、第4条の規定により告示された選挙の期日に、投票できない場合は、投票用紙に投票の記載をし、これを郵送する方法により行うことができる。

2 前項の規定により郵便による投票をしようとする構成市町村の長は、選挙の期日前7日までに、選挙長に対して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求するものとする。

3 選挙長は、前項の規定による請求を受けたときは、直ちに投票用紙及び投票用封筒をその請求をした構成市町村の長に交付しなければならない。

4 前項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた構成市町村の長は、選挙長に対し、

郵便をもって送付しなければならない。

5 郵送による投票は、選挙の当日の午後2時までに広域連合の事務所に到達しなければならない。

（選挙会）

第9条 選挙長は、2人以上の選挙立会人の立会いのもとに、選挙会を開いて投票を点検し、当選人を定めなければならない。

2 投票の効力は、選挙長が選挙立会人の意見を聴いて決定しなければならない。

3 選挙会は、広域連合の事務所で開く。

（無効投票）

第10条 広域連合長の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 一投票中に2人以上の広域連合長の当選人とすべき者の氏名を記載したもの

(3) 広域連合長の当選人とすべき者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記載したものは、この限りでない。

(4) 広域連合長の当選人とすべき者の氏名を自書しないもの

(5) 広域連合長の当選人とすべき者として何人を記載したかを確認し難いもの

（当選人）

第11条 当選人は、有効投票の最多数を得た者とする。ただし、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。

3 選挙長は、当選人が定まったときは、直ちに当選人に当選の旨を告知し、当選人の住所及び氏名を告示しなければならない。

（選挙結果の報告）

第12条 前条の規定により当選人が定まったときは、選挙長は、選挙の結果を直ちに構成市町村の長及び議会の議長に対して報告しなければならない。

（広域連合長が欠けた場合等）

第13条 広域連合長が欠け、又はその退職の申立があつた場合において、規約第12条第2項により、速やかに選挙をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

| | |
|-----|--|
| 氏 名 | 年 月 日 執行 |
| | 福井県後期高齢者医療広域連合長選挙投票 広域連合長とすべき者の氏名は、欄内に一人書くこと。 |
| | 広域連合 選挙長の印 |